Ｊリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案　改定内容一覧【2021 年 11 月 1 日時点】

下線部改定点

１、11 月以降のイベント開催制限

No	現行版	11/1 改定	改定ポイント
1	プロトコル３（Ｊクラブの活動段階と、公式検査） X．イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針 （令和３年９月 28 日付事務連絡） 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の１都１道２府 23 県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について 過去の事務連絡は　こちら **感染状況に応じたイベント開催制限等について（９／２８～の取扱い）** 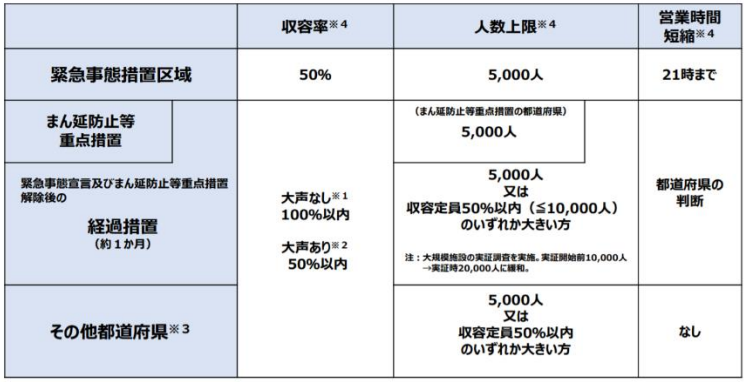 ※１　大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。 ※２　大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 ※３　施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。 ※４　収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。 注意：Ｊリーグは「大声あり」の区分に該当する。現在、声を出しての応援行為はＪリーグ全体で禁止している。	プロトコル３（Ｊクラブの活動段階と、公式検査） X．イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針 （令和３年 10 月 29 日付事務連絡） 今後の催物の開催制限等の取扱いについて https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20211029.pdf **感染状況に応じたイベント開催制限等について（11/1~当面の間）** 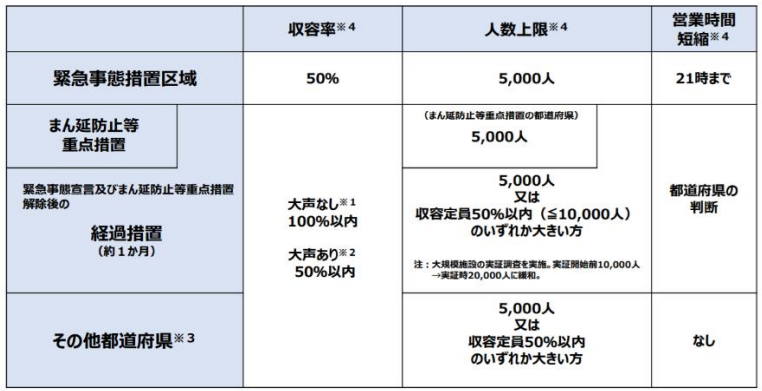 ※１　大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。 ※２　大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 ※３　施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。 ※４　収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。 注意：Ｊリーグは「大声あり」の区分に該当する。現在、声を出しての応援行為はＪリーグ全体で禁止している。	● 令和３年10月29日付の政府方針を反映 ● 政府方針上、開催制限の枠組み・必要な感染防止策自体は変更なし ● 全ての都道府県で経過措置の解除 ● それに伴い、全ての都道府県がステップ4「その他の都道府県」へ移行 ● 但し、自治体により有限措置や別途の要請のある場合は原則従う

Ｊリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案　改定内容一覧【2021 年 11 月 1 日時点】

イベント開催時の必要な感染防止策①　【別紙２】

（１）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）		
①	適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
（２）基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ＊マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ＊大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） ＊大音量のＢＧＭは大声での会話を誘発する可能性があるので、ＢＧＭの音量を上げすぎないよう留意する
④	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（１時間に２回以上、１回に５分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け） ・乾燥する場面では湿度４０％以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（５名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１ｍ）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

（２）基本的な感染防止等（続き）		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のＱＲコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
（３）イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ＊来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

3

過去の事務連絡は　こちら

Ｊリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案　改定内容一覧【2021 年 11 月 1 日時点】

2	プロトコル 3（Ｊクラブの活動段階と、公式検査） X．イベント開催制限の段階的緩和の目安 27．入場者数の制限、ビジター席の考え方 ① 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域では、Ｊリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）の上限 5,000 人もしくは 50%の少ないほうを適用する。ただし自治体により、より強い制限を要請されている場合は、自治体の要請に従うものとする。 ② 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域解除後、1 カ月間は上限 1 万人もしくは 50%の少ないほうを適用する。 ③ ①②を除く地域において、入場可能数は 50%を上限として開催する ④ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない ⑤ まん延防止等重点措置区域にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする ⑥ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジター席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること ⑦ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1 席以上の間隔をあける。なお、5 名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける ⑧ Ｊリーグは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国的に解除された際に、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の 3%を下限とし	プロトコル 3（Ｊクラブの活動段階と、公式検査） X．イベント開催制限の段階的緩和の目安 27．入場者数の制限、ビジター席の考え方 ① 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域では、Ｊリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）の上限 5,000 人もしくは 50%の少ないほうを適用する。ただし自治体により、より強い制限を要請されている場合は、自治体の要請に従うものとする。 ② 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域解除後、1 カ月間は上限 1 万人もしくは 50%の少ないほうを適用する。 ③ ①②を除く地域において、入場可能数は 50%を上限として開催する ④ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない ⑤ まん延防止等重点措置区域にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする ⑥ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジター席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること ⑦ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1 席以上の間隔をあける。なお、5 名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける ⑧ Ｊリーグは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国的に解除された際に、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の 3%を下限として必ず設けなければならないこととする。Ｊリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時	

Ｊリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案　改定内容一覧【2021 年 11 月 1 日時点】

	て必ず設けなければならないこととする。Ｊリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の 14 日以上前を目安にクラブに告知する（2021 年 10 月 4 日時点では未定） ⑨ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段の方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにＪリーグ（競技・運営部 unei@j-league.or.jp）へ報告すること ⑩ 政府の定めるワクチン・検査パッケージ等の技術実証を行うことを条件に来場上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。 ⑪ ワクチン・検査パッケージ導入対象試合は当面の間、別途リーグが定める「ワクチン・検査パッケージガイドライン」に基づき政府やＪリーグ等と主管クラブが試合ごとに協議のうえで実施概要を定めることとする。	を、指定日時の 14 日以上前を目安にクラブに告知する（2021 シーズン内は冬季の感染状況を見越し本期間の指定を行わない）。 ⑨ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段の方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにＪリーグ（競技・運営部 unei@j-league.or.jp）へ報告すること ⑩ 政府の定めるワクチン・検査パッケージ等の技術実証を行うことを条件に来場上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。 ⑪ ワクチン・検査パッケージ導入対象試合は当面の間、別途リーグが定める「ワクチン・検査パッケージガイドライン」に基づき政府やＪリーグ等と主管クラブが試合ごとに協議のうえで実施概要を定めることとする。	
3	プロトコル７ ： 制限付きの試合開催 XXIX. 制限の考え方 155. 各プロトコルの運用（2021 年 10 月 1 日～） プロトコル 7 に記載の全てのカテゴリーで厳戒体制を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域で開催する際は、リモートマッチの場合はプロトコル６（無観客での開催）を適用し、有観客での開催時はチケッティングのプロトコル、ファン・サポーターのプロトコルのみ超厳戒体制を適用する （政府通達の内容とＪリーグにおける入場者数の制限の基本方針はプロトコル 3 を参照のこと）。	プロトコル７ ： 制限付きの試合開催 XXIX. 制限の考え方 155. 各プロトコルの運用（2021 年 11 月 1 日時点） プロトコル 7 に記載の全てのカテゴリーで厳戒体制を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域で開催する際は、リモートマッチの場合はプロトコル６（無観客での開催）を適用し、有観客での開催時はチケッティングのプロトコル、ファン・サポーターのプロトコルのみ超厳戒体制を適用する （政府通達の内容とＪリーグにおける入場者数の制限の基本方針はプロトコル 3 を参照のこと）。	

Ｊリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案　改定内容一覧【2021 年 11 月 1 日時点】

	Ｊリーグの対応方針	Ｊリーグの対応方針（2021 年 11 月 1 日以降）	
		全都道府県：ステップ４（その他の都道府県）に移行 但し都道府県によって第 6 波に備えた有限措置としている場合があることに留意	

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席の対応	チケットプロトコル	キックオフ時刻	食事提供	アルコール提供
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	すべて	設置なし	超厳戒体制	19時まで	原則 20時まで	禁止 （持ち込み含む）
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒体制	自治体の 要請に準拠	原則 20時まで	原則19時まで （自治体の要請に準拠）
			上記以外	クラブ任意 （自治体と要協議）				
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒体制	自治体の 要請に準拠	可	原則21時まで （自治体の要請に準拠）
			まん延防止	クラブ任意 （自治体と要協議）				
			上記以外					
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態	設置なし	厳戒体制	制限なし	可	可
			まん延防止	クラブ任意 （自治体と要協議）				
			上記以外	原則必須				

※ ただし別途定めるワクチン・検査パッケージ等に基づく技術実証の実施を条件とし、人数上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。
※ 自治体からより厳しい要請を受けた場合は、原則、要請に従うものとする
※ 政府方針の更新に伴いＪリーグの対応方針が変更される場合がある
※ ステップ4「その他の都道府県」におけるビジター席は原則3%以上設置する。ただし、緊急事態や重点措置等のビジター側の都合で設置不可の場合や、券売期間中に政府方針に変更がありステップの変更があった場合、および自治体からビジター席設置の自粛要請が出ている場合を除く。

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席の対応	チケットプロトコル	キックオフ時刻	食事提供	アルコール提供
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	すべて	設置なし	超厳戒体制	19時まで	原則 20時まで	禁止 （持ち込み含む）
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒体制	自治体の 要請に準拠	原則 20時まで	原則19時まで （自治体の要請に準拠）
			上記以外	クラブ任意 （自治体と要協議）				
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒体制	自治体の 要請に準拠	可	原則21時まで （自治体の要請に準拠）
			まん延防止	クラブ任意 （自治体と要協議）				
			上記以外					
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態	設置なし	厳戒体制	制限なし	可	可
			まん延防止	クラブ任意 （自治体と要協議）				
			上記以外	原則必須				

※ ただし別途定めるワクチン・検査パッケージ等に基づく技術実証の実施を条件とし、人数上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。
※ 自治体からより厳しい要請を受けた場合は、原則、要請に従うものとする
※ 政府方針の更新に伴いＪリーグの対応方針が変更される場合がある
※ ステップ4「その他の都道府県」におけるビジター席は原則3%以上設置する。ただし、緊急事態や重点措置等のビジター側の都合で設置不可の場合や、券売期間中に政府方針に変更がありステップの変更があった場合、および自治体からビジター席設置の自粛要請が出ている場合を除く。

２、来賓対応における食事提供に関する見直し

No	現行版	11/1改定	改定ポイント
4	プロトコル７ ： 制限付きの試合開催 来賓対応（厳戒体制時） 3.　　ケータリング (1) ビュッフェ式の食事提供は行わない。食事を提供する場合は、ランチボックス形式とする (2) ドリンク提供はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する。その場合、「153.イベント制限の考え方と手続き」に従い実施する	プロトコル７ ： 制限付きの試合開催 来賓対応（厳戒体制時） 3.　　ケータリング (1) ビュッフェによる飲食の提供については、カバー等による飛沫防止、トング等の頻繁な交換、あらかじめ小分けする等の工夫や、お客様への消毒手洗いのお願い等、十分な感染防止策を施し実施する。対策が施せない場合は、ランチボックス形式で提供する。 (2) ドリンク提供はサーブするスタッフを配置することが望ましい。対策が施せない場合は、ペットボトル等の個包装の状態で提供する。酒類の提供可否は「153.イベント制限の考え方と手続き」に準拠する	● 日本フードサービス協会のガイドラインに基づき、対策を施した状況での飲食の提供方式の選択肢を拡大